

兵庫県公報

令和元年11月5日 火曜日 第55号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 行政書士法に基づく戒告処分（市町振興課）	1
○ 救急病院の認定（医務課）	2
○ 救急病院の名称変更（同）	3
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	4
○ 同 上（同）	5
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	5
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の12（兵庫県の指定金融機関等の名称等）の一部改正（会計課）	5
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（同）	6
○ 道路の位置指定（中播磨県民センター）	6
○ 同 上（丹波県民局）	6
公 告	
○ 入札公告（管財課）	7
○ 県有地の一般競争入札による売払い（同）	9
○ 令和元年度若人の賞受賞者（青少年課）	11
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（砂防課）	12
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の 閲覧（同）	12
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	15
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（阪神北県民局）	16
○ 同 上（中播磨県民センター）	16
○ 入札公告（但馬県民局）	16
○ 同 上（同）	18
○ 同 上（同）	21
○ 同 上（同）	23
病院局公告	
○ 落札者等の公示	25

告 示

兵庫県告示第529号

行政書士法（昭和26年法律第4号）第14条の規定により、次の行政書士に戒告の処分をした。

令和元年11月5日

兵庫県知事 井戸敏三

1 住所及び氏名

神戸市中央区中山手通7丁目26番5号
別所邦彦

2 登録番号

日本行政書士会連合会登録番号 08302143



(3) 功績内容

チェロ演奏家として多彩な公演や地域でのボランティア活動に取り組み音楽の普及発展に努めるなど文化の振興に尽くした。

土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成23年兵庫県告示第346号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年11月5日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

住吉AⅡ（114010052）の項中別図52、住吉DⅡ（114010054）の項中別図54、住吉FⅡ（114010056）の項中別図56、住吉GⅡ（114010057）の項中別図57、住吉（1）Ⅲ（114010060）の項中別図60、塚口（2）Ⅲ（114010073）の項中別図73を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

令和元年11月13日（水）から同月27日（水）まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所多可事業所及び西脇市建設水道部工務課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所多可事業所
〒679-1113 多可郡多可町中区中村町168-1

(3) 提出期限

令和元年11月27日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年1月27日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年11月5日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
住吉AⅡ (114010052)	西脇市住吉町（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり

住吉CⅡ (114010053)	西脇市住吉町(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
住吉DⅡ (114010054)	西脇市住吉町(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
住吉EⅡ (114010055)	西脇市住吉町(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
住吉FⅡ (114010056)	西脇市住吉町(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
住吉GⅡ (114010057)	西脇市住吉町(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
住吉HⅡ (114010058)	西脇市住吉町(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
住吉IⅡ (114010059)	西脇市住吉町(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
住吉(1)Ⅲ (114010060)	西脇市住吉町(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
中畑I (114010062)	西脇市中畑町(別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
中畑DⅡ (114010063)	西脇市中畑町(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
中畑EⅡ (114010064)	西脇市中畑町(別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
中畑CⅡ (114010065)	西脇市中畑町(別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
中畑BⅡ (114010066)	西脇市中畑町(別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
中畑AⅡ (114010067)	西脇市中畑町(別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
中畑Ⅲ (114010068)	西脇市中畑町(別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
比延(2)Ⅲ (114010071)	西脇市比延町(別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
塚口(1)Ⅲ (114010072)	西脇市鹿野町(別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
塚口(2)Ⅲ (114010073)	西脇市塚口町(別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
アタラシガイチ谷右 支溪第一Ⅰ (214010037)	西脇市住吉町(別図20のとおり)	土石流	別図20のとおり

畑谷川左支溪第四 I (214010039)	西脇市住吉町 (別図21のとおり)	土石流	別図21のとおり
畑谷川左支溪第三 I (214010040)	西脇市住吉町 (別図22のとおり)	土石流	別図22のとおり
畑谷川右支溪第四 II (214010042)	西脇市住吉町 (別図23のとおり)	土石流	別図23のとおり
龍原谷川 II (214010044)	西脇市住吉町 (別図24のとおり)	土石流	別図24のとおり
畑谷川右支溪第五 II (214010046)	西脇市住吉町 (別図25のとおり)	土石流	別図25のとおり
畑谷川左支溪第五 II (214010047)	西脇市住吉町 (別図26のとおり)	土石流	別図26のとおり
机谷川 II (214010048)	西脇市住吉町 (別図27のとおり)	土石流	別図27のとおり
住吉川 3 II (214010050)	西脇市住吉町 (別図28のとおり)	土石流	別図28のとおり
畑谷川右支溪第二 I (214010053)	西脇市中畑町 (別図29のとおり)	土石流	別図29のとおり
中畑川 1 I (214010054)	西脇市中畑町 (別図30のとおり)	土石流	別図30のとおり
畑谷川左支溪第一 I (214010056)	西脇市中畑町 (別図31のとおり)	土石流	別図31のとおり
西光寺谷川 I (214010057)	西脇市中畑町 (別図32のとおり)	土石流	別図32のとおり
畑谷川右支溪第三 II (214010058)	西脇市中畑町 (別図33のとおり)	土石流	別図33のとおり
畑谷川右支溪第一 II (214010065)	西脇市上比延町 (別図34のとおり)	土石流	別図34のとおり

(別図 1 から別図34までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和元年11月13日(水)から同月27日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所多可事業所及び西脇市建設水道部工務課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所多可事業所
〒679-1113 多可郡多可町中区中村町168-1

(3) 提出期限

令和元年11月27日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年1月27日(月)までに、3に記載

する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



大規模小売店舗の変更に係る届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更に係る届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和元年11月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 明石西インター南計画
 所在地 明石市魚住町清水2464番1
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
ナガサワ食品株式会社	明石市魚住町清水2464番地1	水島進
株式会社トライアルカンパニー	福岡市東区多の津一丁目12番2号	石橋亮太
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
 - ア 変更前
 (仮称) 明石西インター南計画
 - イ 変更後
 明石西インター南計画
 - (2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
ナガサワ食品株式会社	明石市魚住町清水2464番地1	水島進
株式会社トライアルカンパニー	福岡市東区多の津一丁目12番2号	永田久男
 - イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
ナガサワ食品株式会社	明石市魚住町清水2464番地1	水島進
株式会社トライアルカンパニー	福岡市東区多の津一丁目12番2号	石橋亮太
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行っている者の氏名又は名称並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社トライアルカンパニー	福岡市東区多の津一丁目12番2号	永田久男
株式会社ユウキ自動車	神戸市西区長畑町559番地の1	大西弘
 - イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社トライアルカンパニー	福岡市東区多の津一丁目12番2号	石橋亮太
株式会社ユウキ自動車	神戸市西区長畑町559番地の1	大西弘
 - (4) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置（縦覧に供する関係図書に示すとおり。）
- 4 変更年月日
 令和元年9月24日ほか
- 5 届出年月日
 令和元年9月13日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課